

(案)

大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書

((公財)大阪府都市整備推進センター)

令和2年3月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 はじめに

府OB常勤役員の役員報酬制度については、令和元年11月に当審議会において意見書を取りまとめ、報酬基準の見直しが行われたところであるが、(公財)大阪府都市整備推進センター及び(一財)大阪府タウン管理財団については、法人統合が予定されていたことから、審議を保留としていた。

今般、両法人の統合計画案が策定され、新法人の役員体制案が示されたことから再点検を実施した。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和2年2月20日）

- ・ 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

第2回（令和2年3月4日）

- ・ 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

第3回（令和2年3月11日）

- ・ 大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）とりまとめについて

2 再点検結果について

(公財)大阪府都市整備推進センターの役員報酬基準を再点検するにあたっては、令和元年11月の点検と同様、役員の職務・職責等を評価することにより、あるべき報酬水準を導き出すこととした。評価の視点や代表者と専務・常務クラスとの差を報酬額基準の80%としたことについても、令和元年11月の意見書に記載のとおりである。

結果については、次のとおりである。

なお、新報酬基準額の適用時期については、令和2年度より適用すべきであるとする。

【役員報酬評価結果】

(単位：万円)

法人名	日々の職務内容	重要課題、ミッション	経営判断の自由度、リスク	合計点	新報酬基準		現行報酬基準		差額	特記事項
(公財)大阪府都市整備推進センター	3	2	2	7	理事長	900	理事長	850	50	・令和2年4月に、(一財)大阪府タウン管理財団を吸収合併し、事業範囲や人員体制といった管理スパン等が拡大することから、役員としての職務は増大する。
					常務※1	720	常務※1	680	40	
					常務※1	720	-	-	-	

【評価区分】

4 … 特に高い 3 … 高い 2 … 普通 1 … 低い

【報酬基準】

合計点	報酬額
10～12点	1,050万円
9点	1,000万円
8点	950万円
7点	900万円
6点	850万円
5点	800万円
4点	750万円
3点	700万円

(1,050万円(評価点10点以上)を上限に、1点につき50万円ずつの差とし、基準額を設定)

【その他】

- ※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を20%引下げ
- ※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を10%引下げ
- ※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

氏名	職名	備考
上林 憲雄	神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授	会長
久保 明代	株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長	
坂本 守孝	坂本会計事務所 公認会計士	
砂留 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント	
八木 正雄	かけはし総合法律事務所 弁護士	
山本 彰子	山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士	
吉村 典久	大阪市立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	

(五十音順・敬称略)